

安芸市家庭学習用モバイルWi-Fi ルータ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安芸市立小学校及び安芸市立中学校(以下「学校」という。)に在籍する、家庭にインターネット環境(通信容量無制限)のない児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)が、オンラインを活用した家庭学習をするために必要となるモバイルWi-Fi ルータ及びその附属品(以下「ルータ」という。)の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 貸出の対象となる者は、家庭にインターネット環境(通信容量無制限)がないため、オンラインを活用した家庭学習に支障があると認められる児童生徒の保護者(以下「保護者」という。)とする。

(貸出台数)

第3条 ルータの貸出台数は、原則1家庭1台とする。

(貸出の申込み)

第4条 ルータの貸出を受けようとする保護者は、安芸市家庭学習用モバイルWi-Fi ルータ貸出申請書及び誓約書(様式第1号)により教育委員会に申し込まなければならない。

(貸出の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申込みを受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸出可能な台数の範囲内において、必要性がより高いと認められる保護者から貸出を許可するものとする。

2 貸出の許可及び却下については、安芸市家庭学習用モバイルWi-Fi ルータ貸出決定(許可・却下)通知書(様式第2号)により、保護者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 保護者は、安芸市家庭学習用モバイルWi-Fi ルータ貸出申請書及び誓約書(様式第1号)で申請した内容に変更が生じたときは、安芸市家庭学習用モバイルWi-Fi ルータ貸出変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項における変更により、貸出却下となる場合や貸出期間が変更となる場合は、安芸市家庭学習用モバイルWi-Fi ルータ貸出決定(許可・却下)通知書(様式第2号)により、保護者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、貸出の許可を取消し、ルータを返却させることができる。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

- (3)虚偽その他不正な手段により貸出の許可を受けたとき。
- (4)その他教育委員会が許可を取り消す必要があると認めるとき。

(貸出の返却)

第 8 条 ルータの貸出期間は、原則として教育委員会が貸出を決定した日からその日が属する年度の末日までとし、貸出期間を満了したときは速やかにルータを返却しなければならない。

- 2 市が児童生徒に貸出したタブレット端末の交換等によるルータの設定変更、その他ルータのメンテナンス等の必要性が生じた場合、教育委員会は保護者にルータの返却を要請し、保護者は速やかにルータを返却しなければならない。

(費用)

第 9 条 ルータの貸出及び通信に係る費用は、無料とする。ただし、ルータの充電に要する費用は、保護者の負担とする。

(取扱い)

第 10 条 使用者及び保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)市が児童生徒に貸出したタブレット端末以外は、接続しないこと。
- (2)家庭学習以外の目的では使用しないこと。
- (3)ルータの設定の変更や初期化等を行わないこと。
- (4)ルータの設定情報を他者に漏らさないこと。
- (5)ルータを他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- (6)ルータを譲渡し、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
- (7)学校が別に定める規程等がある場合は、それに反する行為を行わないこと。
- (8)その他教育委員会が遵守すべきと認める事項。

(使用者の責任等)

第 11 条 使用者及び保護者は、前条の規定を遵守し、細心の注意を払ってルータを取り扱わなければならない。この場合において、保護者は、ルータの使用上発生した破損、汚損、紛失等の事故について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 ルータの維持管理は、保護者の責任において行わなければならない。
- 3 保護者は、ルータを破損、汚損、紛失等をしたときは、安芸市家庭学習用モバイル Wi-Fi ルータ破損・紛失等届（様式第 4 号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、ルータの修理に係る費用を保護者が負担の上、原状に回復し、又はルータと同一の製品の購入をもって弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
- 5 ルータの使用において、使用者及び保護者による故意又は過失により、個人情報の漏洩等の事故が生じた場合は、安芸市教育委員会はその責を負わない。

(貸出停止)

第 12 条 安芸市教育委員会は、使用者及び保護者がこの要綱に違反した場合は、以後の貸

出を却下することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。